

民生福祉常任委員会会議記録

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年11月10日(木) 午後1時29分から午後4時46分まで |
| 2 | 場 所 | 第2委員会室 |
| 3 | 出席委員 | 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明者 | 角田市民部長、見城市民課長、根岸税務課長、小林環境課長
矢代健康福祉部長、金子子ども課長、大嶋国保年金課長、
信澤介護高齢課長、武井健康課長 |
| 6 | 事務局 | 原事務局長、大島議事係長 |
| 7 | 傍聴者 | なし |
| 8 | 傍聴議員 | なし |
| 9 | 議 事 | (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他 |

10 会議の概要

(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、市民課の所管に係る事項について報告願う。

(見城市民課長 報告)

ア 市民課

・報告事項

1 沼田市オリジナル婚姻届、出生届の作成について

・調査事項

1 マイナンバーカードの普及率を上げるための対応と今後の取組について

2 マイナンバーカード普及率が伸びなかったときに課されるペナルティについて

○市民課長 まず、報告事項1「沼田市オリジナル婚姻届、出生届の作成について」報告する。資料1を御覧いただきたい。これは市のホームページに掲載しているものである。戸籍の届出用紙のうち婚姻届と出生届については、人生の大切な節目となる届出なので、本市もお祝の気持ちを込めたい、届出した事実が記念として手元に残る素敵なものとしたということで、株式会社郵宣協会と協定を締結して、作成するものである。A3サイズの3枚組が1セットになる。1枚は市役所へ提出するもの、記入例が1枚、もう1枚が記念として手元に残るものとなる。郵宣協会が地域企業から広告主を募集して、財政課所管の広告審査委員会にて決定する。小さなメリットではあるが、新たな財源を確保することで市の費用負担が減り、御利用いただく方の手元に大切な記念として残るので喜んでいた

だけの。使用開始は来年1月からを予定しており、現在はデザインや表現など校正作業を行っている。使用開始の際には、婚姻届は子ども課の婚活イベントなどでも配布していただくよう協議しており、記念撮影用のパネルを子ども課で作成する計画もあるので、デザインの雰囲気を含められるよう、引き続き連携していく方向である。出生届については、あらかじめ利根中央病院に渡しておき、わざわざ市役所へ取りに来なくても良いように計画している。また、里帰り出産等の場合は、妊婦健診などの際に健康課から渡してもらえるように協議を進めている。作成枚数は1年分として婚姻届900枚、出生届700枚の作成を予定している。今までの標準的な戸籍の届出用紙の購入に必要な経費は税抜きで100枚で560円だった。同じ枚数を購入した場合の金額は9,856円と送料実費となる。現在、応募していただいている広告主はJ A利根沼田をはじめとした3企業である。完成した際にも報告したいと考えている。

次に、調査事項1「マイナンバーカードの普及率を上げるための対応と今後の取組について」説明する。まず、全国の状況から説明する。資料2を御覧いただきたい。総務省が公表している9月末のマイナンバーカード交付枚数である。この表の1行目、右端のパーセントを御覧いただきたい。9月末時点で全国では49.0%となっている。

次に、資料3を御覧いただきたい。都道府県別の状況である。群馬県は45番、交付率42.3%となっている。

次に、資料4の次のページを御覧いただきたい。本市は上から5行目、9月末時点では累計18,129枚の交付であり、39.4%の交付率となっている。本日確認したところ10月末の最新情報が掲載されていたので報告する。全国51.1%、群馬県44.6%、沼田市40.9%となっている。今後の取組についてであるが、委員各位はほとんどがマイナンバーカードを持っていると思うが、すでにマイナンバーカードをお持ちの方でも、申請した際にマイナンバーカードの申請方法が良く分からないと感じた方、難しいな、面倒だなと思われたこと、もしくはお知り合いからそのような声を聞いたことはないか。マイナンバーカードの申請は、自宅でもスマホやパソコンからでも証明写真の機械からでも郵送でも申請することができるもので、市役所に来なくても申請できる。市民課窓口では、申請方法が難しく分からないと窓口にお越しになる市民の方からの声をいただくことに着目している。そこで普及率を上げるための対応と今後の取組についてであるが、今年度から申請が難しいと考える方のお手伝いをしようということで、出張もして申請をサポートする出張申請サポートを主軸にして、広報周知や職員等への取得の促進などといった取組を進めている。任意で申請するものであるが、申請に不便を感じる方がいれば、そういった方に寄り添ってお手伝いしたいという方針のもと、地道にコツコツ積み上げて実施している。出張申請サポートの概要としては、申請したいが、方法が良く分からないといった方からあらかじめ市民課に予約の電話をいただき、訪問する場所や日時の打合せを行う。そして、当日はその決めた場所へ機械や申請書を持って職員が出張し、無料で写真撮影と申請書の読込をして、その場で申請まで行う。職員が写真撮影と申請まで行うので、簡単に5分程度で申請が完了する。また、その場での質問や相談にも応じている。現在は市民でも市民以外でも3人以上集まれば、希望の場所、例えば自宅でも出張し、無料で申請のお手伝いをサポートするという内容でサポートしている。また、4月は市民課窓口でのみ申請の手伝いを実施したが、5月からは各コミュニティセンター、支所など、こちらであらかじめ設定した場所

で、広報ぬまたやチラシ、FM-OZEを使って周知して、出張申請サポートを実施したところ、「市役所に行かなくてもとても簡単にできた」「近くまで来てくれてありがたい」と評判が良い。場所の決定も市民の意見や反応を見ながら集会所や集落センター、改善センター、農村婦人の家など、投票所として利用される区民館や公民館などよりも細かく、またオリエントやミツバといった会社、幼稚園、保育園、小学校、中学校、給食センターや筋トレの団体など、対象者を細かく絞って出張しているほか、広くは期日前投票所や産業展示即売会、文化祭などのイベントにも出張している。現在も月曜日に夜7時までの延長窓口を開設、3月と4月の休日窓口対応でマイナンバーカード業務も実施しているが、意外と反応は薄く、「市民課は出張してきてくれるが、tengooの担当者も出張して来てくれないか」というような要望をいただく状況である。今でも郵便局やコンビニ、ヤマダ電機や携帯ショップなどでも申込ができるが、市民課ほど混んではいないと聞いている。やはり平日午後5時までの市民課窓口に来る人が多く、混むように感じている。それは周りにいろいろな情報があるが、良く分からない。市役所の職員からきちんと分からないことを良く聞いて、理解した上で、間違いなく作りたいという気持ちの表れだと感じている。最近では、自宅へのお出張のリクエストもあった。いずれもっと少人数でも丁寧にサポートするようになり、市役所へ行かずに作れるようになると受け止めている。広報は、国がテレビコマーシャルをしているので、本市では広報ぬまたのほか、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、白沢支所や利根支所、コミュニティセンター等にチラシの配置とFM-OZEに出演して呼びかけるなどをしている。広報ぬまたも内容や趣向を変えて毎月掲載している。9月には市民にも協力していただき、見開き4ページの特集記事を組むことができた。また、職員課が職員に対して、9月末までに取得するよう依頼と調査を行った。それは9月末時点での自治体職員の自治体別申請率の公表が検討されているという情報に基づいて実施したもので、職員に関しては、7月末時点で33%だった申請率が9月末時点で80.2%になった。扶養家族についての申請率は55.5%にとどまっている。また、出張申請サポートに関しては、9月の1か月間だけで16箇所の出張サポートと企業2箇所の合計18箇所のほか、窓口で申請をサポートし、9月には一月で2,499件の申請があった。これは過去4年間で最多の申請件数という結果になった。そうすると10月以降は窓口での交付が滞るおそれがあるため、できるだけ速やかにカードを渡せるように交付に注力しようということで、今は窓口での受取事務へシフトチェンジして対応しているので、10月の出張回数を減らさざるを得ず、出張は4箇所となった。それでも、窓口では丁寧に説明を尽くして対応したので、窓口4箇所がいっぱいになり、後ろに4、5組の順番待ちの方がいて、廊下の壁で写真を撮り、職員が走り回っている。現在は正規職員1名と会計年度任用職員5名で対応しているが、より強力で促進するには倍の人手がほしいと感じている。昔はカードの交付と暗証番号の設定だけで済んだところキャッシュレス決済やマイナポイントについての説明とポイントの受取の方法まで一から丁寧に手伝っているため、一人の説明にかかる時間が昔よりも長時間必要となっている。今後の取組についてであるが、えびす講での休日窓口、二十歳を祝う会などのイベントでのPRに限らず、引き続き出張サポートの準備を進めているが、今後はさらにきめ細やかな対応が必要になってくると感じている。資料5を御覧いただきたい。11月からは申請に必要な機械を1台増やして、コミュニティセンターや白沢支所、利根支所など6箇所と利根中央病院や介護施設など6箇所に出張す

る計画を進めている。病院や介護施設は主に従業員を対象にしたものであるが、これらの合計で12箇所程度の出張申請を行う。今後はさらに今までの利用実績からのニーズ検討など効率化も考慮しながら県とも連携して対応していきたいと考えている。資料6が上毛新聞の保険証との一体化の時期等について河野デジタル大臣の表明を受けた記事であり、番号のついてない資料が商業施設等へ特設ブースを開設する促進キャンペーンのリーフレットである。青のリーフレットの裏面に日程があるので御覧いただきたい。沼田市においては、下から5行目だが、フレッセイ沼田恩田店とヤマダデンキテックランド沼田店に11月18日から11月27日にかけて特設ブースを開設する。市のホームページ、ホッとメール、SNSでも周知する。小中学校でも配布し、保護者に見てもらおう予定である。これから、作りたい方には案内をお願いしたい。

次に、調査事項2「マイナンバーカード普及率が伸びなかったときに課されるペナルティについて」説明する。6月の経済財政運営の基本方針「骨太の方針」に保険証の原則廃止などが盛り込まれ、22年度末までにほぼ全国民のカード取得との目標が掲げられ、自治体の財源不足を補う23年度の地方交付税について取得率に応じて配分額に差をつけるという方針が表明された。詳細については、所管の財政課に確認したが、現在まで第1報のみの情報にとどまり、その後の詳細な情報はない。通常、年明けに財政計画などが示されるので、その中で何か詳細に示されるのではないかという段階であり、地方交付税に関する具体的な情報は不明である。また9月21日には、政府がマイナンバーカードの普及に向けて検討している新たな方策として、2023年度にデジタル田園都市国家構想交付金が創設され、自治体に配分する予定の一部、繰り返すが全部ではなく一部について住民のカード取得率が全国平均以上でなければ、申請できない仕組みにすると公表された。交付金は第5世代(5G)移動通信システムなどのデジタル技術を活用した地域活性化事業を支援することが目的で2023年度予算の概算要求に1,200億円が計上され、デジタル田園都市国家構想交付金の関連経費が22年度補正予算額に前倒しで800億円盛り込まれる運びとなっている。第1報で申請ができない交付金とは全国モデルとなるような事業を展開する自治体に配分されるもので、カードの取得率が全国平均以上で、全住民の取得を目標に掲げていなければ受給を申請できないという内容である。現在、政府は個別の相談を受けている段階で、政府の予算案の見込みが立ち次第、12月初旬頃から申請の案内がされることになっている。従来のデジ田交付金のタイプ2及びタイプ3、推進交付金のソサエティ5.0タイプについて、マイナンバーカードの交付率を交付金の申請条件とされている。そして従来のデジ田交付金タイプ1と地方創生テレワークタイプ交付金及び推進交付金及び拠点整備交付金のうちデジタル実装を主内容とするものについては、採択に当たって、マイナンバーカードの交付率を勘案するが、申請は可能で、カードの利活用を含む場合には加点され、サービスの提供主体の場合には加点と未採択団体を優先採択するということで、本市における2023年度予算への影響、いわゆるペナルティが心配されるが、あくまでもマイナンバーカードの申請が本人の申請の意思に基づくものなので、現時点では引き続き本市に合ったマイナンバーカードの交付率の引き上げ策を粛々と取り組む予定であること、交付申請に必要であれば促進計画書の作成も視野に入れて検討していることを報告する。カードの交付が強制ではなく、申請に基づいて発行するものという方針に変わりはないので、今後も引き続き、情報に注意をしながら対応していきたいと考えている。

資料6を御覧いただきたい。保険証は、来年秋に移行と方針が出され、運転免許証との一体化は2024年度末となっていたが、これも前倒しを検討するとされ、具体的なことは示されていない。まだマイナンバーカードを持っていない方は、早く申請されるよう皆様からも声かけしていただけると助かる。

○委員長 報告が終わった。まず、報告事項1「沼田市オリジナル婚姻届、出生届の作成について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 面白い取組に興味を持って聞かせてもらった。この取組のきっかけは営業を受けたからなのか、自発的にこういうことをやろうってことになったのか。先日、静岡県でお茶をくれるとかいくつか聞いているので、自治体の例を見て市の方が主体的にやったのか、広告会社か営業が来て、財政効果もあるので、やってみようかということなのか、話の元は何だったのかをお聞きしたい。

○市民課長 市民課で、以前から封筒についても広告料をいただいて、こちらの費用なしで作っている。他市でも今回のような婚姻届、出生届について、例えば館林市でもポンちゃんを入れたりなどかわいらしいものを作ったりしてPRしているので、市民課でもいつかこういうものを作りたいということで考えていたところ、封筒を作っている郵宣協会からタイミングよく提案があったので、話を進めさせていただくこととなった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項1「マイナンバーカードの普及率を上げるための対応と今後の取組について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 すごく分かりやすくて良かったが、1、2、3を調べてもらったり、マイナンバーカードの普及率が下がると交付がないということは当然そのとおりだと思うが、結果、この課と企画政策課は連動していくのか。窓口がどっちなのかよく分からない。その辺を教えてもらいたい。

○市民課長 交付金の申請をする窓口の所管はどちらになるかということであるが、所管は企画政策課になる。マイナンバーの交付事務自体は市民課でやっているのパーセントの把握はできる。申請の取りまとめは企画政策課でやっている。

○副委員長 一生懸命マイナンバーカードの交付率を上げようという努力していただいたのはよく分かったし、平均がどんどん上がるわけだから大変だと分かる。だから所管外だからおそらく答えにくいと思うが、それで2と3はもう無理だと分かったので、1をもし他の行政の中で……。マイナンバーの普及が平均以下だとしても、企画政策課とこの課が連携をしていくのかそこを教えてもらいたい。

○市民課長 交付金を申請するというのはもちろん市長等と企画政策課等で来年度の予算も踏まえて事業検討を進めることになるかと思う。マイナンバーの普及も併せて市民課の方も目標的には最終目標100%を目指すという中で促進計画の見直しとか、そういったところで一緒に連携して対応することになるかと思う。

○副委員長 はい、分かりました。

○大東委員 ペナルティを課すということである。法律上はマイナンバーカードは任意というか、持つか持たないかは本人次第ということだが、保険証と一緒にするとかということも打ち出されてきていて、なおかつこのペナルティを課すということは法律の趣旨にそぐわないと思う。マイナンバーカードを持つか持たないかはその人が判断すれば結構なこ

とで持ちたい人が持てばいいと思う。ただやり方としてはもう強制的というか、法律が任意でというふうにしたかと思って。今のやり方、強制的に持たせるということを国が進めているという理解を市民課としてしているのかどうか、どういう認識でいるのか聞かせていただければと思う、

○市民課長 市民課としてはあくまでもまだマイナンバーカードの申請については任意という把握をしている。新しい情報で保険証とか、そういうふうに必要な方も出てくるので、例えば赤ちゃんについては、顔写真をなしで作ろうじゃないかという検討もしているような話も聞いている。いくらか今までよりも申請自体が簡単になっていくのではないかと捉えている。

○大東委員 例えば保険証と今度マイナンバーカードを統合するということになる、今の保険証は1年たてば、国保の場合、自動的に市役所から自動的に送られてくるわけだが、マイナンバーカードと統合すると、年に1回更新をしなくてはならないわけなので、毎回5年たてば必ず市役所に来なくてはならない。病院や診療所、どこでもそうだが実際診察をする際に、現状は目視で保険証を確認できるが、カードリーダーというか、機械を通さなくてはならないということで、5年に1回はその保険証というかマイナンバーカードの申請をしなくてはならない。それと病院・医療関係では、いちいち目視で済んでいたものを機械に通さなくてはならないということで、マイナンバーカードにすること自体が非常に不便を来すことになると思う。例えば免許証と一緒にした場合、免許になったときはどうするのだみたいな話もある。その先行きが全く見えない中での国のやり方、保険証と免許証を統合する、普及率が悪い市町村にはペナルティを課するというやり方には無理があるんじゃないかという気がする。本人の意思で申請をする、本人の意思でカードを持つかどうかを決めるということなので、そういう利便性がない、不都合がいっぱいあるものを普及をさせていくことは極めて難しいんじゃないかという気がする。先ほど課長は粛々と取り組んでいくということだが、普及率の向上やそういうカードの使い方について、どう考えているのか、今後どうなっていくのか、それと5年に1回の更新、多分なくなると思う。1回持てばそれで終わりということにはならないと思う。その度に市役所に来なくてはならないということは極めて不便だと思う。このマイナンバーカードそれ自体の利便性について、その普及や国の動向そういったことと合わせてこのマイナンバーカードの利便性は本当にあるのかどうかという点に疑問を感じている。そういう中でペナルティを課してまで普及していくというやり方というのは、疑問がある。どのように考えているのか。

○市民課長 マイナンバーカードは先ほど申し上げたように、任意で作るものということで、申請に基づいて、交付されるという方向で、そういうことについては変わらないと思う。ただ、今までどおり変わりなく、保険診療も受けられるというような政府の発表もたしかあったと思う。それから5年で書き換えになるのではないかというような話だったと思うが、子供についてはたしか5年で、成人は10年カードが使えると思う。電子署名という暗証番号がセキュリティ上の問題で5年という形になっているので、先ほどそういう点でおっしゃられたのかと思う。成人のカード自体の有効期限は10年かと思っている。医者にかかるのに今も医療機関で毎月保険証、紙のカードというか保険証を出して確認していると思う。カードになっても同じように、保険の確認をするという点では変わらないと

ということとマイナンバーカードを使うことで薬剤提供の情報とか、そういう関係が一般的に広く共通的に認識できるようになるので、例えば本人が伝えられない薬剤提供とか健康情報を本人もしくは同伴する家族でさえ伝えられないような情報も本人の同意さえあれば、速やかに正しいもの、しかも安価な薬を提供できて健康に役立てられるというところはマイナンバーカードの利点だと思っている。それから仕事、退職または就職、そういうことで保険が切り替わることもあると思うが、今もそういうときには新しい保険証が届くまでは1か月ぐらいは自費でかかったりとかそういうことが度々発生していると思うが、マイナンバーカードに保険証を紐付けると、就職や退職など保険が切り替わっても、今までのカードですんなり医療機関で使えるということで、本人が自費でかかるようなタイムロスがないことや高額療養費などの申請も自動的に対応できたりなどかなり良い点が増えてくると思っている。

○大東委員 分かった。今課長が説明したこと全て個人的にはちょっと納得できないというか、そんなことはあり得ないというようなこともあるが、それは個人的な見解なので、説明は説明として聞かせてもらいたいと思う。それで結果として、マイナンバーカードはいろいろな情報がカード1枚に入ってくる。例えば保険証なら医療関係、かかる病院だけ、運転免許証ならば運転免許証だけということで、個人の情報が丸ごと入っているわけではない。マイナンバーカードを紛失した場合は、個人情報もう丸ごと他人に分かってしまうというおそれがあるのではないか。年金の番号が流出して大騒ぎになったことがあったがそれは年金だけで、銀行とか医療の関係だとかそういう情報は入っていない。今度のマイナンバーカードというのは、1枚のカードに個人の全ての情報が集約されていくことになっているので、やはりそういったことに対する不安というものが、やっぱりまだ払拭をされていない中で、国がどんどん普及を進めていくということには無理があるんじゃないかと。だから私はやっぱり利便性もないし、そういう不安があることが、取得、普及の推進に繋がっていないという側面があるんじゃないかというふうに感じている。そういうセキュリティの問題も含めて普及をこれから進めていく上で体制なり、そういう不安を払拭をしていく取組について、国なりからの情報があれば、最後に聞かせていただければと思う。

○市民課長 マイナンバーカードの紛失による情報の流出のおそれがあるということであるが、確かに当初については、マイナンバーカードは大切にしまっておいてくださいということだったと思うが、マイナンバーカードに全ての情報が入るわけではない。それぞれの分野でちゃんと分別管理されているので、一元的に情報が入っているものではない。マイナンバーカードを紛失した場合には、もちろん24時間365日のフリーダイヤルへ連絡して、「なくしました」ということで届けていただく必要はあるかと思うが、今後これからますます利活用の幅が広がると、「マイナンバーカードを見せてください」と言われるようなことで、また見せることで住民票の提出がいらなくなるとか、戸籍の提出がいらなくなるといったようなこと、ご自身にとって便利なサービスが増えるので、マイナンバーカードは持ち歩いていただくようになると思う。マイナンバーカードを落とした場合もパスワードが分からなければ使いようがない。ICチップの中を無理やり読み込もうとすると、カード自体が自動的に壊れる仕組みとなっているので、悪用することはできないと思っている。またその点についてはこちらからも周知をしていかなければいけないと思っている。

○高柳委員 丁寧な説明ありがとうございました。資料の上毛新聞の記事に関連して、基本的な話。私も調べているが、まだ定かではないので、もし情報が入っていればということで聞く。運転免許証との一体化とそれから紙ベースの保険証は24年に廃止ということなので、簡単に言うと保険証を24年に廃止してしまえば自動的に100%になるわけである。保険証もマイナンバーカードにしようと思っている人は、無理に今、出張までして市民課がヒイヒイ言って、交付率を上げるなんていう努力をしなくても24年廃止ということが合法であれば、そんなことすること自体が茶番である。私はこのマイナンバーカードというのは普通のクレジットカードと同じで、クレジット会社に対する責務問題が書かれていて、一切の責任はカード会社にありますよというのが最終的にある。これをひょっとするとそういうことだから保険証を残しますって言い始めたし、免許証も取っておかないと、マイナンバーカードを落としたときに今度証明するものがないからマイナンバーカードを落としたときのために保険証が必要ですよなんてことが言われている。そういうものから考えると、これを強制することは合法じゃないんじゃないかと。大東委員じゃないが。あくまで任意ですと言ってプレゼントまでしてくれるわけだ。そこまでするということはひょっとすると、強制的に完了させると、それは本人が認めていないのだから、カードを落とした事故に関しては、私はリスクは負いませんよという意思表示になって、これはやばいぞってことになって、あくまでも任意です、プレゼントします、出張しますと言って上げていっていると私は取れる。これが合法なのか合法じゃないのかという情報は入っているか。

○市民課長 すみません。そちらについてはこちらの方でも把握していません。すみません。

○高柳委員 引き続き調べたいと思う。そういう意地の悪いことを聞いたかったんじゃないなくて、人が少なくて、それで行けば面倒くさいなんてことまで言われて、そこまでする必要が私はないんじゃないかと思ったから言っているわけである。今のものでも通じて、「もうあとは俺が使うときは埋葬届ぐらいかな」って人がわざわざ作る必要がないと私は思っている。危険のリスクが高まって、その機械自体はICチップに無理やり入ろうとすると、データが消滅すると言うが、ヒューマンエラーがある。持っていて「おじいちゃん番号教えてくれる」なんて番号教えたりなんかすると、今度は正式にそこから入ることができる。そういうエラーは当然あるわけなので、なぜここまでしなくてはいけないのかということがいまいち腑に落ちない。安心で正しければ強制的でも何でもすればいい話である。ここで議論すること自体がない。もう合っているんだから24年に廃止して、みんなカードにすればいい話。これができないのはなんでだろうかと私は思っている。機会があったら調べていただいて、私も調べてみるが、ぜひ教えていただきいただきたいと思う。今無理だと言っているんで、私も難しいのでちょっと調べて。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項2「マイナンバーカード普及率が伸びなかったときに課されるペナルティについて」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 確認だが、地方交付税本体の方の減点ではないと私は理解した。地方交付税もいろいろあるが、そのうちのデジタル化とかいう総額予算の中で査定をして、一生懸命目標に向かって頑張ってくれたところにはそれなりにする。本来の地方交付税の算定がある。基準財政需要額掛けるどうのこうので最後に係数がついているから、いくら払ってい

るか分からないってことになっている。それと別なのかどうかということだけ確認したい。本体の交付税、元々の交付税の算定額のところにそれが入っているのか、新たに作られた、先ほど課長が言った項目が別に起こされて、その総額の中で一生懸命やったところにくれなければかわいそうだよねという中だったら、ある意味しょうがないかなと私は思っている。国が率先しているわけなので。だが、本来の地方交付税はそういうものではないと思っているので、それが分かればお伺いしたいと思う。

○市民課長 先ほどの1回目の説明と重なるが、地方交付税の算定については、第1報のみということで、通常は年明けに財政計画で示されるということになっている。その中で何らか詳細に示されてくるのではないかという段階である。

○高柳委員 まだ分からないってことだが、1月までそれが分からないと地方は予算が組めない。いつものペースだと2月の頭に議会に説明があって、12月にはヒアリングが終わる。それが国レベルの地方財政計画が1月にならないと分からないとなると、各自治体は予算を組めない。そういう懸念もある。これは課が違うが、改めてそういう流れということでもいいのか。

○市民課長 財政の方で新年度予算を組むわけであるが、例年どおりで予算取りするのか、また別で検討しているのか、そこまではちょっと……。

○大東委員 確認だが、地方交付税については今高柳委員が聞いてくれたので、これからということで理解させていただいたが、デジ田交付金の関係については、もうあらかじめ枠が決まっているというか、いくらぐらいの全体の予算があって、沼田市の状況から見ると交付金に申請ができない状況にあるということなので……。デジ田交付金はもう枠が決まっていて、交付率が上がれば交付金に申請ができる状況にあるという状況にもう大体固まっているということで理解してよろしいのかどうか、確認させていただきたい。

○市民課長 デジ田交付金の関係も所管が企画政策課になるのではっきりこちらからこうですとは言えない。12月初旬ぐらいには募集が開始ということで難しい交付金は申請する予定はないという情報は聞いている。

○大東委員 いいです。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で市民課を終了する。市民課長御苦労様でした。

次に、税務課の所管に係る事項について報告願う。

(根岸税務課長 報告)

イ 税務課

・報告事項

1 住民税(市県民税)非課税世帯状況について

○税務課長 税務課の報告事項について資料に基づき報告する。

まず、市県民税については、個人単位でその所得を把握し、課税しているので世帯としての把握はしていない。このため今回示す資料については、改めて世帯単位で集計したものであるが、先ほど申し上げた理由から明確な基準に基づいたものではないので、あくまで参考であることを御理解いただきたい。令和元年度から本年度における住民税非課税世帯を記載した。1番左が年度、その右の住民登録が市民課で公表している該当年度の4月

1日現在の世帯数及び人数である。そして、その右が住民税非課税世帯の世帯数及び人数になる。令和4年度の状況は住民登録世帯数が20,584世帯、人数45,721人であり、うち非課税世帯数は9月末現在で5,436世帯、全世帯における構成比は26.4%、世帯員数は14,004人、構成比は30.6%である。そのほかの年度については記載のとおりである。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「住民税（市県民税）非課税世帯状況について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 私がこれを聞きたいということで調べていただいてお手をかけて申し訳なかった。税務概要という冊子が毎年出て、個人ごとの所得世帯が10段階で、住民税非課税世帯というのはどこまでなんだろうということ、先ほど今課長が説明したとおりで、もう分かったが、住民税は個人ごとに出しているから、世帯では出ないということだから、いちいち調べないと、その数字は出せないよと。表にするのはあくまでも表なんだということで、例えばこの前、住民税非課税世帯にはこういう補助金が出ますとか、支援がありますとかと言うたびに、該当するののかということを見るときに何か見れないかと思ったので聞いた。ただ最初の説明のとおり、個人に関わるものから、この前がたしか5,700世帯というふうに出ていた。それはだから細かく、個人の事情を考えると、ここに出てくる数字と違ってくる世帯がいくらかあると。こういう理解でよろしいかどうかだけ確認させてほしい。

○税務課長 委員のおっしゃるとおりで、こちらで把握しているものが、先ほど申し上げたような形で集計していて、実際に給付の段階ではそこにまた違った要素が入ってきてということで数字に相違が出てくるのかと思っている。

○高柳委員 お手数かけた。

○大東委員 一般的に非課税世帯と言われる世帯の所得というのは大体どれぐらいなのか。構成人数とか、世帯数の人数によっても違ってきたりいろいろあってなかなか一概には言えないと思う。ただ実際は今回もコロナの交付金で、低所得者、いつも大体非課税世帯を対象に5万円出しますとか、3万円出しますみたいなお金を交付している。大体どのぐらいの所得の人が対象となっているか税務課では把握しているか。

○税務課長 繰り返しになるが、個人の課税ということなので、世帯全員で幾らということとは言えない。例えば非課税者が何人かということであればこちらで住民登録の数字が令和3年度で46,478人ということで、税務概要で課税している人数があるのでそれを差し引いた人数が非課税の人数ということになる。その人たちがどういった世帯構成になっているかということは税務課では把握していない状況である。

○高柳委員 それが知りたい。税理士さんに聞いてという話じゃないか。

○大東委員 それがなかなか分からないということなので、それは実際その交付金とか支給している課で聞けば、大体概ねどれぐらいのところに出しているかっていうのが分かると思うので、機会があったら聞きたいと思う。最後にちょっとつまらないことで申し訳ないが、その令和元年度から令和2年度、いわゆる非課税世帯という数も非課税の人数もだんだん少なくなってきたようになってきているが、これは必然的に所得があれば税金がかかってくるわけなので、それなりに所得が若干なりとも上がってきているという傾向にあるという理解でいいのかどうか。分かればちょっと教えていただければと思う。

○税務課長 私もこの表を見て同じような感想を持った。それでどういったことでこういった傾向になるのかなというところではあるが、世帯数自体が減っているが、人数の構成

比はあまり変わってない。それなので、住民の減り方と世帯数の減り方が一致していないということなので、おそらく世帯から扶養だった人、例えば学生さんとかが出ていったことによって、その家庭が非課税世帯だったが控除がなくなって課税世帯になるとかというような形で、世帯から人が抜けていって、だけど世帯自体は変わらない、減らないで、そういったことで、人数が減っていているというような感じかと思っている。

○大東委員 分かった。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で税務課を終了する。税務課長御苦勞様でした。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(小林環境課長 説明)

ウ 環境課

・調査事項

- 1 三峰山盛土問題の経過について
- 2 佐山町の民間最終処分場建設の最新の事業概要について
- 3 佐山町の民間最終処分場、ごみ処理広域化を含めた市全体のごみ処理の見通し、計画について
- 4 有料ごみ袋について
 - ア 有料レジ袋の代わりに自治体指定ごみ袋を導入することの検討について
 - イ 県内他市、利根郡町村の指定ごみ袋の値段等の状況について
- 5 生活環境を保全するために規制をかける条例の制定の検討について

○環境課長 まず、調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」説明する。

10月の民生福祉常任委員会で説明したが、現状としては9月に提出された小規模特定事業許可申請書について、引き続き申請内容の確認を行っているところである。このことから、市としても具体的な協議として、沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例いわゆる土砂条例及び沼田市地域開発事業指導要綱に基づく指導を行うとともに、林道の復旧についても関係各課と情報共有を行いながら申請者への対応を行っているところである。今後も提出された申請書類等について、関係各課と情報共有を行いながら、連携して迅速な対応を図っていきたいと考えている。

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の最新の事業概要について」説明する。10月18日付、委員長からの次回常任委員会時の調査事項において、調査依頼の通知を受けたことから当該事業者に資料提供の依頼をした。事業概要については別紙資料1のとおりである。主なものとして事業規模として事業区域面積約31ヘクタール、埋立地面積約7.2ヘクタール、埋立容量148万5千立法メートル、埋立年数15年間、受入廃棄物の計画として受け入れる廃棄物の種類や受入先等について記載されている。今回提供された資料については、地元説明会等で事業者が市民に対して使用しているものであるので承知願いたい。

次に、調査事項3「佐山町の民間最終処分場、ごみ処理広域化を含めた市全体のごみ処理の見通し、計画について」説明する。佐山町の民間最終処分場については、民間事業者の計画として、県の事前協議が最終段階と聞いている。また、林地開発や大規模土地開発、施設設置の本協議などの手続を進めていくものと認識している。また、ごみ処理広域化に

については5市町村において基本合意書及び協定書を締結し、共同処理及び処理施設の集約化に向けて、組織づくりなどの準備を行っているところである。計画としては利根沼田で老朽化などにより建替えが喫緊の問題である可燃ごみ処理施設と不燃ごみ・資源ごみのリサイクル施設を集約化する新施設建設の検討を行っている。見通しとしては、順調に計画が進んだとしても新施設稼働までに10年程度かかることになるので、それまでの間については、現在の処理方法を継続しながら、適正に処理を行っていきたいと考えている。また、プラスチック新法など、リサイクルに関する法律なども整備されてきたことから県やリサイクル業者などからも情報を聴取しながら、新たな収集方法や市民周知などの検討をしていきたいと考えている。また、最終処分場については上川田最終処分場の残容量が少なくなったことから、民間委託により処理を行っているところである。利根東部においても残すところ10年程度の残容量となっている。また、二箇村の清掃工場での焼却灰については民間委託により処理を行っている。このようなことから最終処分場についても、今後、検討を要するものであり、し尿処理施設を含め、広域化における検討課題の1つとなっている。具体的な方法としては、広域化による新施設の建設または現在と同じく民間委託での対応など十分研究する必要がある。また、現在進行中である佐山町の民間事業者による計画もあるので、その点を十分注視しながら研究していきたいと考えている。

次に、10月の民生福祉常任委員会において、調査依頼のあった沼田市外二箇村清掃施設組合が処理委託をしているサイボウ環境株式会社の状況について報告させていただきたい。別紙資料のとおり、当該埋立施設については、埋立容積27万4,388立方メートルの施設である。令和4年2月末時点の埋立容積は12万6,778立方メートルとなっており、残余率は53.70%である。また、当該施設は施設の埋立可能な残余容積があることから埋立期間を15年延長するための更新申請を行ったと確認している。また、沼田市外二箇村清掃施設組合における当該施設への搬出量については、令和3年度実績で約1,757立方メートルとなっている。

次に、調査事項4「有料ごみ袋について」説明する。

まず、「ア 有料ごみ袋の代わりに自治体指定ごみ袋を導入することの検討について」説明する。本市においては、今のところ導入に関する検討は行っていない状況にある。今後は、ごみ処理の広域処理の中で検討を行っていきたいと考えている。この件に関し、調査依頼があった後に取組について確認したところ、千葉市において実証実験としてミニストップ株式会社及びイオン株式会社と包括連携協定を結び、千葉市内の店舗において千葉市指定袋を販売していることを確認した。具体的には、千葉市指定の可燃ごみ袋10リットルサイズを1枚8円で店頭販売するものである。利用者は千葉市指定の可燃ごみの袋かレジ袋かを選択でき、ごみとして捨てられるレジ袋の削減を目的としている。本市において実施する場合の懸案事項としては、現行の1枚3円から5円程度のレジ袋と比較すると利用者に割高な印象を与えてしまう点が挙げられる。また、マイバッグ普及の取組を推進している中でごみとして捨てられてしまう袋が増えてしまうという懸念もある。千葉市の取組は実証実験とのことなので、今後の動向を注視し、引き続きごみの減量を図りたいと考えている。

次に、「イ 県内他市、利根郡町村の指定ごみ袋の値段等の状況について」説明する。

別紙資料3を御覧いただきたい。県内12市のごみ袋の有料化の状況については、太田市、

安中市の2市においてごみ袋の販売単価にごみの処分に要する経費を上乗せしている。利根郡内においては、川場村、昭和村、みなかみ町で有料化を行っている。沼田市においてはごみ袋の有料化は行っていない。本市におけるごみ袋の価格については、入札を行い、最安値の卸売価格を提示した業者にごみ袋の作成及び販売を許可しており、各小売店舗にてさらに経費を上乗せした価格がごみ袋の市場価格となっている。

次に、調査事項5「生活環境を保全するために規制をかける条例の制定の検討について」説明する。沼田市では市民の身近な生活環境を保全するために沼田市くらしの環境美化条例を平成25年3月に制定している。規制の対象は、市民についてはごみの投棄・ポイ捨て禁止・ペットのふんの放置禁止、空き地の適正管理であり、事業者については事業所周辺の清掃・販売した物により生じるごみの回収となっている。違反した者には指導、勧告、命令を経て、公表や罰則を行うことになっていることから、現在、本市では生活環境を保全するために規制をかける条例の制定については検討していない。

○委員長 説明が終わった。

○委員長 はじめに、調査事項1「三峰山盛土問題の経過について」質疑はあるか。

○大東委員 確認だが、庁内で関係各課とその条例に基づいて協議をしているということだが、相手方の地主というか、その人との協議というのはこの期間何回かやってきたのか。なかなか道路の破損の復旧がされていないような気がするが、その辺について相手方はいつ頃やるとかそういうことは言っているとか、分かればちょっと教えていただきたい。

○環境課長 関係課との協議並びに事業者との協議ということであるが、一応関係課と連携する形で都市計画課と環境課で事業の申請書の内容を検討している。そうした中で事業者については資料の再提出等も含めて、先月1回ヒアリングを行ったところである。道路については前回説明させていただいたが、農林課においても本来であれば現状の復旧が優先される。ただ今後、施工に伴い、また道路を使用するという観点から誓約書をしっかりと取った上で、上部の盛土等々の施工が終了した後の修復という形を取らざるを得ないというような話を聞いている。

○大東委員 庁内での協議については分かったが、その道路の関係であるがもう1回だけ聞かせていただきたい。これから、仮に太陽光を設置するなりして大型の車が来て、そのパネル等を運ばなくてはならないので、当然望郷ラインから来るのではない。宇楚井の方から上がっていくというのはちょっと難しいから工事が始まる前に道路の補修をしなくてはならないと思う。だから、そういう確約が取れているのかどうかを聞かせてもらいたい。道路は直すという確約が取れているかどうか最後に聞かせていただきたい。

○環境課長 私の申し上げた確約というのは最終的な復旧をするという意味の確約を取った上で今現在通行止めになっているが、事業者が使う場合には使用を許可するといった話を進めたい。ついては、その事業者が通るには当然事業者が自分で復旧して使用するという話になるかと思う。

○大東委員 はい、分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の最新の事業概要について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 詳細な資料ありがとうございます。これをまだよく読んでいないが、見る

と結構いろいろなことが分かるということで助かったということがまず1点。その上で、この将来展望のゾーニング計画というのがあると思うが、これが破線で、5つの輪っかがあって、それぞれの説明が左側に書いてある。青の破線のところに、環境再生事業(最終処分場)と書いてある。今話をしているのは中間処理施設の話だと思う。最終処分場とここに括弧して書いてあるが中間処理である。最終処分場と書いてあるが中間処理施設である。今二箇村でやっているが、あそこも今日説明を受けたがかなり厳しい。一体的運営ということでこの前、全協をやらせていただいたわけだが、この逆である。森林環境事業なのか、環境管理事業なのかということに、そういうことが盛ってくる可能性はないのか。あるいはそういう説明があったのか。これはいただいているだけでまだ海の物とも山の物ともつかないという状況なのか。分かればお伺いしたい。

○環境課長 一応この資料を入手させていただいたときに確認した範囲で申し上げると最終処分場のいわゆる環境再生事業(最終処分場)。これが現在申請を行っている部分になるかと思う。15年間という形の計画の申請になっており、ただ事業者がもう既に埋立事業というのは埋め立てた後、20年間、継続管理しなければならないと法律で決まっているという規定があるみたいである。ということは15年経過した後の20年においても事業者がこの事業に関わっていくという意味において、こういった構想を持っているというようなことを伺った。

○高柳委員 この緑色の破線のところの説明は森林環境事業とあり、バイオマス発電と書いてある。別に合意がされてそれは出来上がるのであればいいことだろうと思うが、1、2、3とあって、やっぱりタイトルの説明だけしかない。だが、面積が1番広い。不思議だなと一般的に思うわけである。だから、この再生と管理、15年後に20年間見てというのが、管理するわけなのでこの上に建物が建つことはないわけだ。少なからず20年は。そうすると、その近くに違うものを作ってもおかしくないんじゃないかというふうに邪推してしまうわけだ。その辺の詳細は今の時点で言ったら跳ねちゃうから、なかなか言わないんじゃないかと思うが、もう少し突っ込んで聞いていただけるとありがたいなと思っている。

○環境課長 現在資料の説明の中では、やっぱり地域と連携を図っていくための施設を事業者としても考えているというような意思表示を受けたところであり、埋立てを行った上にも管理としての利用も何かあるようなことも言っていたので、それを別に推進するわけではないが、地域にとってはその雇用の拡大とかこういう書いてあるようなことが、当然連携してやっていけるんじゃないかというような説明を受けた。

○高柳委員 最後に1回だけ、黄色の健康福祉事業というところで先ほど言ったが、川田の最終処分場だったところが、缶をつぶしたりペットボトルを圧縮したり、それからプラスチックを分別したり、そんなことをしている。それがこのところに行くという理解でよいか。そのときにシルバーさんが中心だが、シルバーさんだけでなく、障害者の皆さんとか、そういったところの話は考えているかどうか。これはもう社会福祉課になってしまうが、地元との話の中で健康福祉事業というのはどういうイメージなのかを伺いたい。

○環境課長 あくまでもこれについては地域周辺の環境整備ということであって、今推進している事業をまず優先すべき事業として考えており、今のところそこの先の事業の進展、先ほど言われた違う施設についての検討はしていないというようなことを聞いている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項3「佐山町の民間最終処分場、ごみ処理広域化を含めた市全体のごみ処理の見通し、計画について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項4「有料ごみ袋について」のうち「ア 有料レジ袋の代わりに自治体指定ごみ袋を導入することの検討について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項4「有料ごみ袋について」のうち「イ 県内他市、利根郡町村の指定ごみ袋の値段等の状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 県内12市また利根郡内も含めて、燃えるごみの袋の大きいやつが1枚幾らになるのか。今回出していただいたのは、ごみ処理経費を上乗せをしている市と町村だと思う。単純に言って、例えば前橋市は沼田市と同じ大きさの袋なら1枚幾らだよという1枚当たりの各市町村別の値段が分かったら教えていただければと思う。もしあれなら後でも結構である。

○環境課長 私もこの資料を作成するときちょっと悩んだが、基本的に沼田市でもそうだが価格については毎年入札となっており、他市も確認したところ、やはり、最低価格者を決定して、製作しているということであった。ただ、公表されているものはなかったもので、これは県が1度調べた資料である。上乗せしている部分について総合的に要した値段ということの調査の結果である。再度調査ということであれば、うちの方で価格を調べることはできるかと思う。

○大東委員、例えば今年度、今年度が分からなければ前年度でも結構だが、1枚当たり、実際販売している価格が幾らになっているのか。沼田でも小さなお店で売っている値段とスーパーというか、ベイシアみたいな大きなところで売っているのは若干値段が違う気がする。それは構わないが基本的には1枚、うちの市では10円で売ってもらうようにしていると。ただその店の努力によって、それを9円にしているよとか、8円にしているとかもしかしたらあるかもしれないが、基本的にその市町村で1枚幾らで売ってもらうことにしているんだというようなことが、分かるような資料を出していただければと思う。

○環境課長 承知した。各市町村の考えとしてうちのような卸単価として市が決定して卸しているところについては、その価格は調べれば調査できると思っている。ちなみに沼田市では45リットルは11円、中の30リットルが9円とか、そういった設定で単価を決めたものを売る登録業者に卸している。先ほど言われたように登録業者が自前の手数料を乗せて販売しているので、店によって多少の差が生じている。それは営業努力ということになるかと思う。市は一定の価格で卸しているの、その卸価格が把握できるようであれば、調査させてもらいたいと思う。

○高柳委員 先ほどのアのところを手を挙げそびれて申し訳ない。私が聞いたのに。聞かなくて申し訳なかったが、千葉市のところを調べていただいてありがたい。ごみ袋とレジ袋を併用しているという報告だと思う。それでどういう選び方をするかってことを今調査中だからという報告を受けたので、沼田市でも何かしないと本当の意味でのこの消費者意識、把握はなかなか難しいのではないかと思っている。一方、スーパーなどでレジ袋を有料で売っているにもかかわらず、豆腐なんか薄いレジ袋をまた被せる。こっちがくれとも言わないのに。それに入れてくれって言いたくなってしまうぐらい。矛盾した部分も結

構あったりする。何かアクションを起こさないといけないのと、なんで今まで待っていたかという、このごみのレジ袋有料化というのは沼田市とみなかみが乗っかれば全部有料化という形のシステムになる。そうするとこれから一体化でいろいろなことやっていきたいと思いますという話になると有料ということが視野に入って、それでもってごみ処理の健全な財政も賅っていかなければいけないと私は思っている。そういう意味で千葉市の取組はどうだったのかということである。それから県内はどうだったのかということを知ったので、引き続きやっぱり今、環境課長、いろいろなことで大変だと思うが、分業していただいて、この問題は本当に大事だと思うし、新しいシステム、ハードにソフトを入れるときに、やっぱり全く違ってくるわけである。大人になって子供用の服は着れないわけである。そのシステムと同時にこれを考えていかなければいけないと思っているので、1番新しくてみんなが納得いくような総合的な仕組みをやっぱり検討してもらい、部長や部下等も含めて、市民ニーズをもう少し把握して、さすが沼田市で、利根郡だよねというものにしていただきたいと思う。その辺の検討は本格的にしてもらえるか。

○環境課長 検討は当然していくべきと考えている。それについては広域化協議会でも課題になっている。1点参考までに申し上げたい。やはりみなかみ町では高すぎると。そういう声が多く出ているそうである。ただこの表にあるように大きな市がなぜやってないかという御存知だと思うが、先ほど言った手数料について、売上げてかかった分の手数料を戻したりするその小売店とのやりとりを市がやらなければならなくなってしまうみたいである。それだけではないが、そうするとそこにかかる経費をかけるのであれば、袋に手数料なんかしない方が値段的には安くなるんじゃないかという計算も成り立つようなことを言っていた。ただ、高柳委員がおっしゃるそれをやることに意義があるということであれば、提案として検討してやることは当然いいことだと思う。どちらがいいかというのは今後、広域化の中で、当然同じごみ収集するのであれば、ごみ袋についても同じ考え方を持たなければおかしなことになると思うので、当然課題の検討の大きなところになるかと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項5「生活環境を保全するために規制をかける条例の制定の検討について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

（休憩 午後2時55分から午後3時2分まで）

（6）今後の日程について

○委員長 それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、12月定例会会期中のため、日程については議会運営委員会において議会日程が決定された後とする。よろしく願います。よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（市民部 退室）

(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（２）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 引き続き、三峰と佐山は状況を聞いた方がいいと思う。

○大東委員 先ほど、ごみ袋の値段を教えてほしいということを行ったが、多分利根郡内でもごみの集め方が違う。分別の仕方も違うと思う。今度一本化するということなので、新しい施設を作って1つにするわけだから、ごみの集め方、分別の仕方も多分統一化していくことになると思うが、ごみ袋の値段と合わせて、今の分別の仕方、市町村の出し方がどうなっていくのか。多分将来的に統一化していくことになると思うが、現状がどうなっているかということを知りたい。多分先ほど言ったように将来的に一緒にしていくことにはなるのだろうけれど、基本的にはどういう考え方をしているのか、また分別の数をもっと増やしていくのかとか、そういったことも含めて、どういうことを今後検討していくのかということを知りたい。もう無茶苦茶という言い方はおかしいが、みなかみなんかペットボトルだって燃えるごみで出している。分別の仕方も沼田もちゃんとしていなくてはいけない。

○高柳委員 とりあえず、大東議員が言ったように、原則の分別は、他の自治体はどうなっているかということ。おそらくこれからの一体化の中で、話をしていくと言っているのだからおそらくそこから調べてもデータはあるのではないかと思う。結局払っている分が多い。だからみんな燃やすものに入れていいという話が漏れ聞こえている。辛子のチューブなんかを水洗いしろとか、納豆の発泡スチロールを洗って出せつと言っている人はいないと思う。チューブとパックまでは頑張る。だけど納豆がついたやつ、ヌルヌルが取れるまで洗って出す人は、私はいないと思う。市民のニーズとか生活実態がどうなっているのかと合わせて分別の種類を考えた方がいいかなという感じがしている。いずれにしても今原則どうなっているのか。市が推奨している分別。

○委員長 推奨している分別とその現状の分別の仕方。

○高柳委員 沼田市もある。カレンダーをもらえばいいわけである。これからコロナが下火になってきたらそういう施設を見に行くのもいいかと私は思う。もう隣の川場あたりはやっている。行政調査も行き始めたという話も聞く。重要なところはやっぱり行って来るとも大事ななと思っている。進んだ処理施設を見たり、最終処分場に行ったり。

○委員長 分かった。

○高柳委員 こちらの皆さんでいいところを探していくということである。

○副委員長 佐山のことだが、高柳委員が言った青いところの点線、最終処分場のところ。この関係がちょっと。緑色の環境管理事業。後からここにごみ処理場が建つという話をされたのでは困る。

○高柳委員 聞いた方がいい。環境管理は何かと。課長の答弁だと、この最終処分場の後にも簡易な建物であれば立つ。だからつまり、川田の最終処分場の上に立っているリサイクルするところ。ペットボトルを分別したり何かというぐらいはこの青のゾーンのところで建つということを行ったのだ。けどもっと本格的な今の二箇村でやっているようなものをこの4文字の環境管理って中に集約されてしまうのだとすれば、もうこれは跳ねて

しまう。住民からすれば。

○副委員長 だから今の計画、広域連携の処理施設を今は着々とかいう意味で進んでるともちろん聞いているが、何をどの場所でどうするのか全然分かっていない。そこまで計画はしてませんという話なのだろうけど、まさかここがそうですと後々そうになると非常に迷惑である。

○高柳委員 だから当面表向きは安中のサイボウで延長したから、あと10年は平気だということを使ったので、現時点でそういうことを考える必要はありませんというふうにはここでは言っているのだと思う。だが、民間企業はまた別のことを考えてもいいわけだ。これは市が言っているのだから。この埋立計画は三者でちゃんとやらなければいけない、締結しましたって書いてあるが、民間はできるだけ早くごみを埋めて、新しい所を造ってというサイクルを早めた方が利益率が高いわけだ。少しずつやったのでは、利益も上がらない。預かるごみの量で収益になる。だから、民間の思いとすればどうにしたいのかというのは聞けるのではないかと思う。市は反対に少しずつ長く持たせた方がいい。例えば安中にあるのに沼田市になんか持って来て欲しくない。だけど民間は早く集めて、早く違う所に造って収益が上がるような形にしないと民間は持たない。15年安心ですよと言うがこれは行政用に安心だが、民間がやろうとすると、もう次に着手しないとサイクルとしては追いつかないよということを行っていると思っている。

○副委員長 今の状態で聞くことは不可能なのか。民間がやっているところを……。

○高柳委員 公では言えないけれども、この言葉の意味を具体的に説明してくれというのは聞けるのではないか。この言葉の意味はどういうことですかと聞くまではできると。

○副委員長 それから今広域でやろうとしている部分……。

○高柳委員 これとは別に聞いたらい。幾ら一体化と言っても中間処理をするのは二箇村のところだとさっき監査のところでも聞いた。ボロでどうしようもない。RDFはもう頓挫しているのだから、どう考えたって1箇所造らなくてはならない。それを今の所の田んぼの所まで広げて大きいものにするのか、アメニティの所に新しいものを造るのか、全く別の所に建てるのか。それはこれに合わせてしまうと民間会社に迷惑かけることになるかもしれない。だから別で聞けばいい。だからこの言葉だけ純粹に聞けばいい。これって具体的に何をするのかと。

○副委員長 そこだけ継続で。特に、今高柳委員が言ったところを教えてくださいということ。

○高柳委員 だって住民だってみんな将来展望が聞きたいのではないか。青いところはもう分かった。だからこのあと緑と黄色と赤は何なのか。住民からすれば気になる。こういうことですよって言えばそれまでだし、違うのだったらちょっとそこはというふうに言うのだから。将来展望ゾーンについてももう少し詳細が聞きたいということでもいい。特に緑の3番、環境管理のところ。このゾーンの中で基本的には環境管理をしなければいけないわけである。だから20年管理をする。それなのに緑のゾーン中でまた環境管理と書いてあるから二重じゃないかと思う。だからその両方の違いは何ですかということである。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(休憩 午後3時16分から午後3時18分まで)

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 次に、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、子ども課の所管に係る事項について報告願う。

(金子子ども課長 報告)

ア 子ども課

・調査事項

- 1 めまた南保育園の今後の在り方について
- 2 現時点での本市の年齢別人口から見た保育園の運営見通しについて
- 3 厚生労働省と文部科学省との補助等格差に対する市独自の補助の検討について

・報告事項

- 1 令和5年度保育関係施設入園申込みの状況について

○子ども課長 それでは、子ども課の所管事項について説明する。

1箇所訂正させていただきたい。

4ページ、1番上の委託金額算定内訳表の下の月額委託金額が7,374,510円となっているが、正しくは7,998,390円であるので訂正をお願いしたい。

それでは1ページを御覧いただきたい。

まず、調査事項1「めまた南保育園の今後の在り方について」説明する。

令和3年12月の常任委員会の調査事項「公立保育園と民間保育園のあり方(公立保育園民営化の方針と見直し検討の状況)」において説明したが、めまた南保育園については、平成29年1月の沼田市行政改革推進本部において、平成35年度(令和5年度)に民営化すると決定されたが、令和3年4月の沼田市行革推進本部において民営化を一旦休止し、川田保育園を含め、改めて本市の保育園の今後の在り方について、ワーキンググループを設置し、検討していくことが決定された。2ページに記載のとおり「沼田市立保育園の在り方検討委員会」を開催し、検討を行っているが、いまだに方針の決定に至っていない状況である。

次に、調査事項2「現時点での本市の年齢別人口から見た保育園の運営見通しについて」説明する。まず、別紙で配付したA4横版の右上に参考と書いてある「保育園、幼稚園入園対象者数(0歳児～5歳児)の推移(H27～H40)」についてであるが、こちらは平成29年2月の民生福祉委員協議会へ提出した企画課で作成した資料となる。

そちらを比較するために分かりやすく抜粋したものが2ページの資料となる。

上の表が配付した参考から抜粋した推計値で、下の表が比較のために調べた実数となる。

入園対象者数は合計の欄となるが、平成27年は上の表も実数と思われるため、下の表と同数となっており、平成28年、29年は実数が推計値を上回っているが、平成30年以降は実数が推計値を下回っている。

入園申込児童数については、上の表の推計値では、3歳児未満の保育園、幼稚園入園申込児童数を出生数の7割と見込んだ数値となっているが、実際は全国的に見ても3歳児未満の保育園、幼稚園申込者数は4割程度であるので、推計値の方がかなり大きい数値となっている。例えば申込児童数を4割程度と考えると、令和4年度では入園申込児童数の推計値は1,415人ではなく、1,146人となる。保育園、幼稚園申込児童数も推計値より実数の

方が低い数値となっている。

いずれにしても、入園対象者数は平成29年時点の推計値より実際の数値が下回っている状況にあるため、その点も踏まえ、先ほど申し上げた「沼田市立保育園の在り方検討委員会」で現在検討を行っている状況である。

次に、調査事項3「厚生労働省と文部科学省との補助等格差に対する市独自の補助の検討について」説明する。最初に保育園、認定こども園への委託制度の概要について説明する。3ページの雇用状況表と書かれた資料を御覧いただきたい。上の1の在籍児童数に対する必要保育士数が国基準、下の2が沼田市の基準となる。上下の違いは1歳児が国基準では園児6人に対し保育士1人であるのに対し、沼田市基準では5人に1人、また、3歳児が国基準であると20人に保育士1人に対し、沼田市基準では15人に1人となっており、例に挙げた利用定員が90人の園とすると、国基準だと9人の保育士が必要となるが、沼田市の基準であると10人の保育士が必要となる。

これが基準の必要保育士数となり、この基準を満たしていないと、保育施設としては認められず、国・県・市の補助が受けられないことになる。

次に、4ページの1番上の委託金額算定内訳表を御覧いただきたい。

これは私立保育園、認定こども園への委託金額を算出するための内訳を分かりやすく、単純化したもので、実際はもっと、いろいろな加算があったり、保育料や副食費の無償化、対象児童への補助など複雑なものであることを御理解いただきたい。

表の説明をすると、1番上が基本単価、2段目が処遇改善加算で保育士がスキルアップのための研修等を受けて資格を取得した場合、賃金アップのための加算となる。次の3歳児配置改善加算は、先程の3歳児20人に保育士1人から15人に1人にしたための加算で、保育士のプラス1人が必要になる。次のチーム保育推進加算は、ベテラン保育士を中心にチームで保育を推進していく制度で、保育士プラス1人が必要となる。次の事務職員配置加算は、専任の事務職員を雇用した場合の加算となり、プラス1人の雇用が必要となる。その次は、冷暖房加算。その次は、栄養管理加算で、専任の調理員を雇用した場合の加算で、プラス2人の雇用が必要となる。以上のような計算方法で、それぞれの年齢の金額を算出し、在籍する該当の年齢児童数を掛けて算出し、合計したものが月額委託金額となり、例とした利用定員が90人の園であると、先程訂正させていただいたとおり、月額7,998,390円の委託金額となる。

沼田市としては、その他に、先程の1歳児6人に保育士1人から5人に1人へと変更したため、群馬県保育充実促進費補助事業として補助を行っており、4ページ真ん中の表を御覧いただきたいが、令和3年度実績額としては全体で27,184,600円の補助を行っており、その2分の1の13,592,300円が沼田市の負担となっている。また、その他にも沼田市独自の補助を行っており、民間教育・保育施設運営費補助金及び民間保育所等障害児保育事業補助金で、4ページ1番下の表を御覧いただきたいが、令和3年度実績額としては、それぞれ20,048,000円、10,811,160円、合計で30,859,160円の補助を行っており、全額一般財源による支出となっている。特に、民間教育・保育施設運営費補助金については、使用目的を限定していない補助金で園が必要とする部分での使用が可能な補助金となっている。

以上のように、現在でも沼田市として独自の補助を行っており、新しい補助については、限られた財源であることから、他市の状況や沼田市の財政状況等を見ながら、調査、研究

を行っていききたいと考えている。

次に、報告事項1「令和5年度保育関係施設入園申込みの状況について」報告する。

来年度の入園申込みについては、今年度は9月1日から10月14日まで、保育関係施設の入園申込みの第1次受付を行い、その状況について取りまとめた表が5ページである。

上の表は、第1希望の園別の申込者数、下の表は年齢別申込者数となっている。

申込者数は公立・私立合計で945人であり、前年度との比較で48人の減少となっている。

なお、ぬまた東保育園については、令和4年度末で廃園が決定しているが、前年度との比較のため記載してある。

現在は、各園と入園調整を行っている段階であるが、園との調整終了後に、保護者との調整を行い、12月上旬までに調整を終了し、中旬には保護者に通知を発送する予定である。

次に、11月が児童虐待防止月間となっている。手元にオレンジリボンのバッジを配付させていただいたので、御利用いただき、啓発に協力いただきたい。

○委員長 説明が終わった。まず、調査事項1「ぬまた南保育園の今後の在り方について」質疑はあるか。

○高柳委員 この間、民間保育園の園長先生4人と委員会で意見交換をさせていただいた。その中で出た1番の課題が南保育園。市でも検討しているようだが、どうなるか不安ですよということだったので挙げさせてもらった。報告とすると、今6回検討しているがまだ結論が出てないという話だった。令和3年からまだ1年ぐらい。令和3年の5月20日が1番最初で1番最後が今度の18日が予定だということだからまだ5回ということ。結論が出せない主な理由は何か。

○子ども課長 その辺は様々な問題がいろいろなところに影響が出てくるので、皆さん委員の中でもいろいろな意見があり、なかなか一概にぱっと決められないというのが実情である。本当にみんなで悩んでいるような状況である。

○高柳委員 リミットは決まっているわけだ。リミット過ぎて決まっていなくて、空き家が続くという状態になる。募集しないのだから。最低限、みんなで話し合って、いつまでには出さなければいけないという共通認識はあるのか。

○子ども課長 たしかに委員がおっしゃるとおりで、本来であれば、前年度に決めたかったところであるが、結論が出なかったの、少なくとも今年度中には何とか結論を出したいと思っている状況である。

○高柳委員 民間保育園の4人の園長は、保育にも配慮が必要な方々がいて、この数字も出していただいて、沼田市なりに努力はしていただいているが、結局配慮しないでも大丈夫な人でもギリギリなわけである。これが多動だとかいろいろな形で配慮する人がいるとその数字以上に大変な状況があるので、公共・公的な施設がやるとすれば、そういうところを市が責任を持って、主にそういった方々のための拠点となるような施設を作ってもらえればありがたいという、4園共通した園長先生の話だったので、それらは当局サイドでは把握しているか。

○子ども課長 その辺はもう伺っているの、その辺も当然配慮して、今検討を行っている最中である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「現時点での本市の年齢別人口から見た保育園の運営見通しについ

て」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 少しずつだが減っているわけである。各園は少しずつ減っているという状況について市に要望などはきているか。

○子ども課長 当然各園長先生も承知しているし、子ども子育て支援事業計画でも子供が減っているというのは示しているの、減っているのは承知されている。その辺に関しては、何度も伺っているの、その辺も含めて検討させてもらっている。

○高柳委員 徐々に下がっているということは、当初、予算化したよりもこの掛ける人数掛けることの補助率でいくと下がっているわけである。人数掛けることの率だから。元々の額で全体で割ってくれないかという話もある。だから当初はこの6園、この民間保育園、幼稚園も含めてであるが、例えば1億円かかっていたと。人数が減ってきたので、今その掛け算でいくと8,000万ですと。例えば1億は元々出していたのだから1億を割ってくれるようなことまでしてくれないかという話はないのか。

○子ども課長 そこまで具体的な話は直には伺っていない。当然子供の数が少なくなっはきているので、その分変な話であるが、完全に園の経費がかからなくなるというわけではないと思うが、その分若干は子供の数が少なくなった分は、保育士の数とかも当然その子供の数によって変わってきたりもするので、その経費がかからなくなって下がっている部分もあると思う。その辺は一概に全部、減ったからと言って完全に下がるという話にはならないと思うが、その辺は市としても先ほど説明したとおり、独自の補助などを設けて、運営に対して補助をさせてもらっているような状況である。

○高柳委員 4ページの先ほど説明があった1番上の委託金額算定内訳についてというのがあって、私もまだまだ勉強が足りないが、例えばこの処遇改善加算というのは、スキルアップしたところに出るわけである。スキルアップをするというのは研修に行くということである。研修に行く人はスキルアップをして、その本人と園には幾らかは出るだろうが、いい目を見るわけです。スキルアップで穴を開けて、面倒を見る人には一銭にもならない。そういうデメリットがあって、厚生労働省は言っているがなかなかこれは不評である。それからチーム保育推進加算も先日の4園の園長先生と話したが、ようやく育てて1人前になって、チームのリーダーになるという人たちが、もう処遇が低すぎたので出ちゃうと。こういうことなので財源的に言えばこの2番目の処遇改善と新保育加算を増やさなければ、保育士の処遇改善には直接繋がらなくて、多分園長先生は遠慮して言わないのだと思うが、おそらく課長も把握していると思うので、そういったことを会議にちゃんと出して、この制度の盲点、本来はスキルアップして出すのがいいと言うけれども、実際はスキルアップしない人がえらい目に合うだけである。たしかそういうことだと思っている。だから、この名前とは違うような趣旨に実際にはなっているのではないかと考えているし、チーム保育という本当にチームでやることは大事だと思っているが、中心になる人が、処遇が悪くて、そろそろだと思ったら東京の方に行ってしまったとかということである。だからそれを引き止めない限りは、この2つのお金というのは、言えば、出してもらっているが生きていない、満足点までもらっていない。だから辞めてしまうし出てしまう。そういったところは多少危機意識を持っているか伺いたい。

○子ども課長 その辺は私も当然把握しているし、これが国の制度なので、国の制度のとおり現状ではやるしかないということである。その辺は当然把握しており、県や国に対し

て、その辺の改善を何とかしてほしいというのは機会があるごとに要望は上げている。市独自でできることに限界があるので、国の制度を何とか良くしたいということで、機会があるごとに県や国には要望を行っている状態である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項3「厚生労働省と文部科学省との補助等格差に対する市独自の補助の検討について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 1番と含めてであるが、最終的には南保育園をどうするのかということも含めた中で、今後どうするのかという点で言うと、同じ厚生労働省だからいいと思うが、介護高齢課でお互いさまのまちづくりとかいろいろやっているが、厚生労働省でもう1つ、新しいつながり事業と言って、重層的支援体制整備事業というのがあって、引きこもりの人とか、職を失ってしまった人とかを含めて。子ども食堂なども含めて拠点を整備しなさいよというのが令和2年度から予算化されている。それなので、この保育園の図面も課長に無理を言って出してもらったのだが、どういうふうに活用しようが、分からなければ、利活用の方法も分からないので、委員長に言って今日各委員さんにも配らせてもらった。こんなに広いので今の南保育園をどうするということも当局だけに任せておいてもなかなか結論が出てこないのではないかと思ったので、委員会とすれば、この間4園のこの切実な願いを聞き、早く、ここもちゃんとした方向性を出して、新しい時代に適応した保育、子育てというところ。居場所づくりみたいなことをしたらどうかと考えている。先ほどの5回までの会議と説明があったが、子育てだけということだけで議論しているのか、もう少し幅を広げた拠点にしようと考えているのか聞かせていただきたい。

○子ども課長 そちらについては、当然市全体で各課の課長が参加して検討しているので、保育だけということではない。いろいろな活用方法が複合施設みたいな形で使ったらどうかとか。南保育園自体がどうなるか、まだ全然そういう結論に至っていないのでなんとも言えないが、南保育園を含め各保育園全部を含めたところで、どういう形が1番いいかということを検討しているような状況である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項1「令和5年度保育関係施設入園申込みの状況について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

（大嶋国保年金課長 説明）

イ 国保年金課

・調査事項

1 従来の健康保険証とマイナンバーカード健康保険証との一体化の実施の見込みについて

○国保年金課長 国保年金課の調査事項について説明させていただく。

資料6 ページと別紙であるが本日配布した補足資料を御覧いただきたい。

まず、マイナンバーカードを健康保険証として利用したオンライン資格確認の運用のこれまでの経過について説明する。オンライン資格確認はマイナンバーカードを健康保険証

として利用できる制度である。当初令和3年3月から運用開始予定であったが、事前テスト期間中にデータの不整合が見られ修正対応のため運用開始が延期されており、令和3年10月20日より本格運用が開始されている。顔認証付きカードリーダーが設置してある医療機関等ではすでにマイナンバーカードを保険証としての使用が始まっている。現在でも市民向けには窓口の対応として、「受診する際は、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認してください」との説明を行いながら、利用の普及啓発を行っている状況である。また、国からは引き続きマイナンバーカードの取得並びに保険証へのひもづけ手を推進するよう通知されている状況である。

最近の動きであるが、国からは正式にどう進めるという通知はいただいている。10月13日の河野デジタル担当大臣の記者会見において、2024年秋をめどに現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化するという報道を受けているというのが最新の状況である。沼田市の国保の被保険者への対応については、国等の動向を注視しながら今後国が示してくる制度の一部改正も含めて新聞報道等もされているので適切に対応していく考えである。

補足資料により数字の説明をする。市民課からマイナンバーカードの交付状況についての説明があつと思うが、まず、1点目、沼田市マイナンバーカードの交付状況、令和4年9月末は18,129枚、対象者の39.4%の交付状況である。全国マイナンバーカードの保険証利用登録件数、令和4年10月2日現在は24,802,533件、交付済の40.23%の人が利用登録を済ませているという状況である。沼田市の国保の被保険者で登録を済ませている人の件数であるが、令和4年10月17日現在で1,616件、国保加入者の約13.5%である。次が市内医療機関等のマイナンバーカードの読取機の対応状況である。令和4年10月2日現在の状況となるが、病院、診療所、歯科、薬局の30箇所の窓口でシステムの対応が済んでいる。これは沼田市の対象となる施設の34%の施設ですすでに対応が済んでいるという状況である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「従来の健康保険証とマイナンバーカード健康保険証との一体化の実施の見込みについて」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 実際にマイナンバーカードを保険証として使えるようにした医療機関というか、病院とか、診療所、そういったところから実際に使ってみて、それを導入してみて、使い勝手がいいとか悪いとかいろいろな意見なり感想なりというのは出ているか。

○国保年金課長 国保の窓口ではそういった医療機関なり、利用者さんからの問い合わせというのは受けていない。

○大東委員 全国的な傾向らしいが、高齢の医者、ドクターが1人でやっているようなところでは、ちょっとマイナンバーカードを使った保険証等とあれしたやつというのはついていけないというか、対応しきれないみたいな意見がどうも出ているみたいである。まだそういった意見も出てないということであるが、実際まだ34%なので、今後100%にしなければマイナンバーカードが使えない、保険証とあれしても使えなくなってしまう病院が出てくるわけなので、今後そういう中で、どういう対応、全ての医療機関なり、全ての薬局なりで対応できるようにしていくというのは、一応国が期限として定めているときまでに間に合う見込みになっているのか。

○国保年金課長 現実的には国の方で各医療機関等については、来年の3月末までに全ての機械を、マイナンバーカードが使えるようにということで、各医療機関に周知徹底を図っているということまでは聞いている。ただ質問いただいたように高齢者の医者の診療所等

については対応ができないというような話があったり。国の方で示しているのが、まず医療機関側の機械の話もあるが、強制ではないので、そもそもマイナンバーカードを取得していない人の診療機会をどう確保するかという問題も残っているということで承知している。ただその部分については、国の方からどういう対応を取るんだという具体案をまだ正式には情報としていただけていない。別の制度として新たな枠組みで対応を図るという方向で検討中だという話を聞いているところまでが現状である。基本的に保険証の話になると、市役所で扱っているのが国民健康保険の保険証だけなので、その他当然共済組合とか、協会けんぽとかいろいろな各種団体があるので、医療機関側としてみれば国保だけの話とか、そういう話には当然ならないので、その辺はやはり国として一律にどういう枠組みで推進するのかということ再度徹底してもらった上で、その動向を見ながら、沼田市の国保の人が利用するのに不利益を被らないように状況を注視しているというような状況である。

○大東委員 今使っている紙ベースの保険証が、まだ当面は使えるのかどうか。その辺、国はどういうふうを考えているのか情報があったら聞かせていただきたいというふうに思っていた。マイナンバーカードが市民課長にも言ったが、任意なので、持つか持たないか、その人が決めることであるが、皆保険制度なので保険証はみんなが持たなければならないわけなので、ある意味相反するというか、離反している部分があるわけである。その保険証は保険証として、マイナンバーカードに一本化する必要性はないのではないか、すべきではないのではないかというふうに思っている。まだ国は現状の紙の保険証も認めるということは打ち出していない。今後はあくまでももうマイナンバーカードに一本化していこうということで物事を進める準備を進めているという理解なのか。もし分かれば教えていただきたい。

○国保年金課長 これまでの流れの中で事務方の準備としても、当然マイナンバーカードは強制ではなく、任意なので、当然マイナンバーカードを保険証として利用できるようになったとしても、ある一定数は今の紙の保険証を使う人がいるであろうという前提でこれまでのところ準備はしてきたつもりであるが、流れが変わったのが先ほど言った10月13日のときの河野デジタル担当大臣の記者会見で、言い方が悪いかもしれないが保険証が悪者、保険証が紙で出ている以上はマイナンバーカードの普及の妨げになるという、そういう逆の理論と言うか、スタンスでの記者会見だったので、その後の流れで国県の方の動向もあの会見以来、紙ベースもやむを得ないかどうかの判断、保険者の判断に任せるというスタンスでそれまで来ていたものが一気にトーンダウンしているのが現状である。その辺は国の方でどういう制度設計を進めていくのかということが市町村には正式に流れてきていないので、その辺は情報収集を欠かさずに、ただ期限が2024年の秋とはっきり決められているので、それに合わせて必要に応じてシステムの改修とかそういったものが実務的に間に合うのかどうかということの議論を内部的にしていかなければならないだろうという状況である。

○高柳委員 市民課でも同じこと聞いたのであまりどうかと思ったのだが、市民課から新聞の記事を資料としていただいて、保険だから強制的にもう明日からなしと言うのであれば、任意の本人がいいよという同意をとってやっていく手続をする必要がないわけである。つまり、一遍にやるということはもう無理だということが分かっているわけである。このいただいた資料、5と3番であるが、1,616件が国保の保険証として使ってもいいよという

使い方を申請しているわけである。国保は今1万4,000ぐらいか。多分。ある日突然、24年秋に廃止になって、1,616人の人はそのことが分かっているが、あとの1万人以上の人は「来ないけれどどうなっているんだろう」と。「マイナンバーもやってないし、俺はどうするんだろう」ということが起こり得るわけである。そういうことに対しての議論の状況というのは、先ほど大東議員に答えたとおりののか。

○国保年金課長 基本的に国保の保険証を発行する側のスタンスとしてみれば、保険証を使うところというのは逆に限られてしまうわけである。それで今、まずはその使う場所の整備から入りたいというのが厚生労働省の考え方である。現実的に先ほど地元の医療機関でまだ34%しか使えないということであるが、実際問題、今後この話が進んでいく中で、紙の保険証とマイナンバーカードの保険証と両方混在するということになると医療機関の窓口での資格確認が非常に難易度を高めることになり、トラブルの元になると考えられる。おそらく今後の進め方としてみれば、医療機関側の窓口での対応で「マイナンバーカードにしてくださいよ」というような依頼が増えるのではないかというふうに国保の担当課としては今の時点でそういう流れになっているかなというように捉え方をしている。そのマイナンバーカードを持たない人に対してどういう形で保険診療ができるように手当するかというのは、当初は国会の答弁等でも内閣総理大臣が申し上げているように、資格証明書みたいな形ではしないよと、保険診療ができるように制度の枠組みを考えるとというような説明をしている。そういった形での制度の設計がなされるものというふうのうちの方も捉えている。

○高柳委員 カードリーダーも含めたシステムを入れないと、この4のところである。だから30箇所です34ということは大体100箇所ぐらい。主な病院、診療所、歯医者になるというふうに踏んでるわけである。手続を簡単にするために、病院側とすればマイナンバーを勧めるのではないかと今答弁があったが、それとセットにするのであれば自分のところにシステムを入れなければならない。それが例えば、町医者で1億円ですとかと言ったら、「いや、そこまでして俺はやらないよ」と。病院がマイナンバー普及させますかと思うわけである。だから私の推測と事実がちよっと違うんじゃないかなというふうに思う。そのシステム導入する人は無料でできるのか。

○国保年金課長 厚生労働省の方でシステム導入に係る経費については医療機関に助成という形で進めていると聞いている。基本的にこのシステムを入れることによって将来的にも電子カルテになっていくのは間違いないと思うのだが、そのカルテの管理の関係とかいろいろな部分があるので、このコロナ禍で各医療機関の現場の話としてうちの方で伺っている範囲内では、カードリーダーのシステム機械が半導体不足で発注しても品物自体が来ないというのがまず1点、もう1点はその機械はあるが、そのソフトの構築をするのに、システムエンジニアが来てくれないので稼働できないというのが2点目、そういった問題が現状でもまだ沼田の各医療機関で発生しているというのを承知している。その結果が、沼田市内での医療機関でのこの普及率ということである。実際は医療機関とか薬局別でもどのぐらい対象になっているかと数字を弾いてみたがやはり1番進んでるのは薬局が進んでいる。そのような状況である。

○高柳委員 インセンティブが働かないことをするわけがない。だから薬局は具体的なメリットもあるので進めている。それ以外の高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんが行く町

医者などは相変わらず紙だし、その説明する時間だってないぐらいの看護師さんの配置なわけである。それを上回るだけのインセンティブがないから、34だったり、この1,616だと思ふ。これを無理やり上げると混乱するんじゃないかなという気がしている。だから言いたいのは、保険証だけは廃止にせずに、幾らかおかしいことがあっても、紙はなくさない方がいいと思ふ。そうでないと受けられない人が出てくる。大変な騒ぎになる思ふ。医療機関でも、その市民課の窓口でも、「俺作らなかつたけど、どうすりゃいいんだ」ということが多く起きてしまうと思ふので、私は今のようなペースだったら、それはインセンティブを働かせるために、交付税、いろいろという話もあつて、それはそれで分かるが、この24年秋に廃止は、私は早急だと思つているし、市行政として、ものすごい混乱になると私は思つている。その辺についての予想はどうか。

○国保年金課長 正式な話を一切したことがないので、私個人の見解になるが、やはり今の進捗状況でそういったトラブルが起きるのだろうなという想定は当然している。ただ国保の保険者としては沼田市だけの話ではない。全国統一、国のやり方に沿つて、足並みを揃えるという役割も当然あるので、その辺はやはり国県の動向を注視しながら、足並みを揃えて、極力利用者に迷惑がかからないような方策を見つけながら対応していきたい。ただ、対応の仕方については、それは沼田市だけの対応ということではなくて、国県を合わせて全国一律の対応におそらく間違いなくなる話であるので、その辺の動向については、的確に判断をしていきたいというふうに考へている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。

（信澤介護高齢課長 説明）

ウ 介護高齢課

・報告事項

- 1 敬老祝金の支給について
- 2 ひとり暮らし高齢者調査結果について
- 3 沼田市地域包括支援センター運営協議会委員の委嘱について
- 4 沼田市在宅介護支援センター運営協議会委員の委嘱について

○介護高齢課長 介護高齢課の所管事項報告をさせていただきます。

資料の7ページを御覧いただきたい。

まず、報告事項1「敬老祝金の支給について」報告する。令和2年度から新型コロナウイルス感染防止に対応するため、口座振替による支給としている。今年度の支給対象者は、88歳(米寿/1万円)が369人、99歳(白寿/3万円)が36人、100歳(紀寿/8万円)が24人、101歳以上(長寿/1万円)が28人となっており、申請に基づき指定の口座に振り込んでいる。括弧内の数字は、前年度報告時点の数字であるので参考にさせていただきたい。

次に、報告事項2「ひとり暮らし高齢者調査結果について」報告する。

この調査は、県内のひとり暮らし高齢者の実態を把握し、今後の高齢者保健福祉対策等の基礎資料とすることを目的に6月1日を基準日として、民生委員児童委員に協力していただいて毎年実施しているものである。新型コロナウイルス感染症感染防止

のため、令和2年度、3年度は調査中止となったので3年ぶりの実施となった。調査対象年齢は70歳以上で、令和4度は男性が605人、女性が1,317人、合計1,922人となっており、前回調査と比較すると合計で132人の増加となっている。情報提供に同意した人の名簿は、地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び市の地域安全課へ情報提供している。

次に報告事項3「沼田市地域包括支援センター運営協議会委員の委嘱について」報告する。この協議会は、沼田市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑で適正な運営を図るために設置されているものである。令和4年10月26日の第14回運営協議会において、8ページの名簿、16名に委嘱状を交付したので報告する。任期は委嘱の日から令和7年5月31日まで、また、委員の構成は事業者及び職能団体代表が6人、サービス利用者及び被保険者代表が4人、権利擁護・相談事業者等関係者代表が4人、学識経験者が2人となっている。

次に、報告事項4「沼田市在宅介護支援センター運営協議会委員の委嘱について」報告する。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口の役割も担っており、介護に関する全般的な相談を受け、必要な人が必要なサービスを受けられるように、関係機関との連絡調整を図っている。このセンターの運営、センター同士の連携等が円滑で適正に行えるよう設置されているものである。令和4年10月26日の第1回運営協議会において、9ページの8名に委嘱状を交付したので報告する。任期は委嘱の日から令和6年5月31日まで、委員の構成は医師会代表者1人、民生委員の代表者1人、在宅介護支援センター法人代表者4人、その他地域の高齢者保健福祉推進のために必要と認められる者2人である。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「敬老祝金の支給について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告事項2「ひとり暮らし高齢者調査結果について」質疑はあるか。大東委員。
○大東委員 ひとり暮らしの人が自分の町内で、どこにいらっしゃるかというのは地元の少なくとも民生委員は把握しているのか、地域安全課に名簿を提出したようだが、実際に避難する際に支援が必要とされる障害のある人を含めて、特に高齢者は支援が必要なので、やはり地域としては名簿がほしい。どこにいるかが分からないというのがあったりするので、そういったひとり暮らしの人の名簿を地域、私だったら上原町だとか、高橋場町とか、そういう町単位ごとに出すということはやはり今の個人情報関係でやってはいないということか。

○介護高齢課長 まず最初の民生委員が把握しているかということに関しては、この調査自体が民生委員にお願いして、実施してもらおう。聞き取りで調査していただいているので、そういったことで把握していただいているということになる。名簿の提供ということについては、現状、先ほど申し上げた地域包括支援センターとか、在宅介護支援センター、それから市の担当課というところについては、調査する時点でそういったところに名簿の共有というか、皆様の状態の共有というか、そういったものをしていいかということによって、本人の許可を得ているが、なかなか地域の皆様に流していいかということまでの許可をその時点では取っていないので、現時点では個人情報の部分もあるのでなかなか難しいというところで考えている。

○大東委員 1点目の民生委員のことについては分かった。それで先ほども言ったように、やはりあの災害のときだが、避難を支援する際に、どこにひとり暮らしの高齢者、それだけではないが、障害のある人や病気のある人、そういったことを把握していないと、何て言うか、実際に避難が必要になったときに対応しきれないおそれがある。やはりそこは地域安全課や民生委員を含めて今後協議をしていく必要性があると思う。やはりそういう災害時にどう対応していくのかというところで、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人への対応について、やはりどうしていくのか。今のこういう御時世なので、個人情報をやたらに出すということではできないのは十分理解できるが、そういう中であって、そういう際にはどう対応していくのかということについては、やはり協議をしていく必要性があるのではないかと。だからやはりそういう災害等における対応について、地域との連携について検討や考えがあれば聞かせてもらいたい、

○介護高齢課長 現状庁舎の中では、地域安全課が計画策定など、そういった面で協力をして……。今通常だと要支援者の名簿の提供というのを例年、市の内部で行っているものであり、求めに応じてこちらから名簿を提供しているがそういったやりとりを実際のところしてある。避難の計画については、担当課が中心になって計画を策定しているところで、我々もそのところに関しては、目を通したりとか協力もしている。今回そういう作成段階にもなるので、改めてそういったところを協議、策定にも協力していきたいと思っている。

○大東委員 分かった。結構である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項3「沼田市地域包括支援センター運営協議会委員の委嘱について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 4番の在宅介護支援センターは目的と趣旨を聞いて分かったが、3番の方の地域包括支援センター運営協議会を設立した目的をもう1度聞かせもらいたい。

○介護高齢課長 運営協議会の設置要綱というものが決まっている、要綱の中で介護保険法に基づいて、沼田市地域包括支援センター運営協議会という組織を設置しているという趣旨であって、この協議会については沼田市地域包括支援センターの適切な運営それから公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置するという目的になっている。

○高柳委員 その上で先ほど第14回の会議ということなので大体月1回強、この会議が開催されていると推察するが間違いだったら言ってほしい。もっと回数が少ないなら少ないと。もう1つ沼田市が地域包括支援センターごとに50万円ずつ出して、お互いさまのまちづくりをやってもらっているわけである。その1番中心のコーディネーターが行って、困り事をみんなで相談して、自分たちで共助の塊を作りましょうという趣旨である。今、課長が答えてくれたのは介護保険法に基づいてであるが、お互いさまのまちづくりは要支援と要介護1、2まで。もう総合支援事業にしようと思っていて、今度は保険事業じゃないということが視野に入っているわけである。泣き言を言ってもしょうがないので、いずれにしても共助の心がなくて寂しいところというのは寂しい地域なので、それが盛り上がってもらうことに異論はないわけである。ただ、介護の専門家の人をコーディネーターをして、地域の困り事を話しても、何年も言っているが、限界があるので、ここでそれをやるのは、もう限界じゃないかと思っている。この支援センターの運営会議の中で、このことを議論す

るのは、そぐわないんじゃないのかとか、別の協議会を作った方がいいんじゃないのかという話は出ているのかどうか伺いたい。

○介護高齢課長 先ほどの回数についてであるが、組織されてからの通しになっている。今年度に14回ということではなく、通しで14回である。それからこの協議会自体どういったことを話し合うかということであるが、センターの設置それから設置に関する事項の承認に関することとそれからセンターの運営に関すること、センターの職員の確保に関すること、その他地域包括ケアに関することということになっており、先ほどのお互いさまなどの施策については、また別のところで話すものがあり、これは地域包括支援センター全体の運営についての話になるので、またちょっと何か別の方法、会議があるという形になっている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項4「沼田市在宅介護支援センター運営協議会委員の委嘱について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

（武井健康課長 説明）

エ 健康課

・調査事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について

・報告事項

1 いきいき福トレ（筋トレ）大会について

○健康課長 まず、調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。机上配付の資料を御覧いただきたい。(1)の新型コロナウイルス感染状況であるが、群馬県ホームページ掲載の新型コロナウイルス感染症の発生状況を基に資料を作成した。県全体の感染者数については、11月に入り、前の週からの感染者の伸び率が大きくなっている。1週間当たりの感染者数も10月初旬は三千人台だったが、直近の10月30日の週では7,126人の感染者数となっている。内訳では、65歳以上など重症化リスクが高い人で医療機関からの登録者が6,662人、医療機関からの登録者以外で自身で群馬県フォローアップセンターに登録した感染者数が464人であることから、実際の感染者数は大幅に増えていると考えている。

また、年代別感染者数では直近の週において10歳未満と10歳代が2,553人で35.8%を占めている。下の折れ線グラフであるが、左側のグラフは、医療機関登録者、群馬県フォローアップセンター登録者数の全体の感染者の推移を示している。フォローアップセンターに登録した人が医療機関登録者に比べて少ないことが分かる。医療機関登録者の伸び率が高いように見えるが、直近の10月30日と9月26日の週の比較では、9月から医療機関登録者は2.13倍、県フォローアップセンター登録者は2.94倍に感染者数が増えている。左側のグラフは、感染者の管轄別比較として前橋管轄、高崎管轄、それ以外の市町村を管轄する群馬県管轄の推移を示している。前橋、高崎管轄よりも直近では群馬県管轄の増加が多い傾向となっている。

次に、裏面の(2)ワクチン接種率であるが、65歳以上の4回目接種は、78.3%、県全体では79.3%となっている。前回の委員会での報告、10月3日時点から、沼田市4.9%、群馬県全体4%の増加となっている。接種期間の短縮によって5か月から3か月になったことにより、高齢者では5回目の接種が可能となる。また、10月24日からコロナワクチン接種は生後6か月から可能となっている。

次に、(3)クラスターの発生状況である。10月以降の市内発生状況についてであるが、介護事業所3施設、高齢者福祉施設3施設、医療機関2施設の8施設において発生している。

次に、(4)インフルエンザの感染状況についてであるが、今冬季にコロナ第8波とインフルエンザの同時流行が発生した場合、医療提供体制の逼迫が懸念されている。現在のインフルエンザ感染者数を参考に説明する。新型コロナウイルス感染拡大に反し、インフルエンザの流行がなかったため、平成30年度の発生状況と今年の発生状況を比較した。厚生労働省の報道発表資料から10月4週の比較では平成30年度のインフルエンザ全国感染者は959人で、今年度は153人と現時点では感染者数は平成30年度と比較して少ない状況である。この時期での群馬県内の発生者の比較では平成30年度、本年度ともに少ない状況である。

今後の感染者数の推移の参考とするため、平成30年度の9月から翌3月までの感染者数の推移をグラフに示した。本格的な感染者の拡大は1月から2月にかけて発生しているので、引き続き注視していきたいと考えている。

先ほど、配付したリーフレットであるが、インフルエンザと新型コロナ同時感染拡大に対する周知用に厚生労働省、日本医師会などが作成したものである。内容としては、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種の検討と体調不良に備えての解熱鎮痛剤や新型コロナ抗原定性検査キットの準備について、裏面では感染予防のため気をつけることやコロナ重症化リスクなどが記載されている。こちらの内容については、市内回覧やホットメールぬまたなどを通じてお知らせをしていきたいと考えている。

次に、新型コロナウイルスワクチン集団接種予定についてである。医療機関での接種のほか、11月25日金曜日から27日日曜日までと12月16日金曜日から18日日曜日に、それぞれ沼田市保健福祉センターの1階で集団接種を予定している。医療機関の負担軽減を図るための集団接種になるが、前回同様に希望者が大幅に少ない場合は中止の可能性もある。

次に、報告事項1「いきいき福トレ(筋トレ)大会について」報告する。

11月30日水曜日、午後1時30分から利根沼田文化会館大ホールで3年ぶりに開催する。東京都立大学の浅川教授の「福老体操でフレイル予防」の講演を行うほか、筋トレ団体の表彰、ヌマタ・アート・アンバサダーの篠笛・能管奏者の富澤優夏氏による演奏を予定している。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 先ほど詳しく説明してもらったが、ここへ来て急に増えている原因は、6か月おかなければいけないというのが当初のワクチンのリズムである。そうすると、この春、打った人の効果が切れてきたから上がっているのか。それとも若い層の接種率が低いのに、活動が活発化したので若い層を中心に増えているのか、当該課とすれば原因は何と考えているか。

○健康課長 増えている要因については複数あると思う。初めに、寒くなってきて、換気

がおろそかになっている。それが感染拡大の形になっていることが1つ。それから、先ほど言ったように接種から時間がたっているので抗体が落ちているというのも1つの要因だと思う。また若年層ということであるが、今回1番最初の資料で10代、10歳未満が多い状況になっている。前回はお父さんお母さんが家庭に持ち込んでという流れだったようだが、今回は、子供と子供の感染が多いのではないかと考えている。またその上の30代、40代はまだ増えていないが、今後、子供の感染が増えれば、そちらの方も増えてくる可能性があると考えている。そして若い世代の行動が活発になってというような意見であるが、こちらにも要因としてあるとは思いますが、陽性者の数に重症化とかそういうところで上がってこない限り、自分が登録しないと出てこないのも、その数字の見込みは見極めが非常に難しいところだと考えている。いずれにしても感染拡大の予防に対しては、引き続き3密の回避とか換気の徹底とかが重要になってくると思うので、周知を図っていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項1「いきいき福トレ(筋トレ)大会について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（6）今後の日程について

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、12月定例会会期中のため、日程については議会運営委員会において議会日程が決定された後とする。よろしく願います。

（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのような予定としたい。

（健康福祉部 退室）

（4）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（4）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 市民課も健康福祉部も、新しいつながり事業というものがある。これは社会福祉課も介護高齢課もみんなまとまっている。厚生労働省のホームページに出ていて、最近ひきこもりの人まで含めて、居場所を作らないと結局駄目なんだというのがもう2年から出ている。何回も言っているが、介護高齢課だけで困っている人をどうのというスタンスでは駄目じゃないかと思っている。私はこの事業を、例えば南保育園の一部を使って具体化する。それから今コミセンになって、まだ使い勝手がよく分からないので、あまり活用率が良くないかもしれないが、本来は幾らかお金を取ってでも子ども食堂をやってみたり、そういう横の繋がりが自由にできるような拠点にしたはずなので、そういったところが市内に幾つかできると、市内の中のセーフティネットが良くなるし、子育て支援になるだろうし、困窮者の支援にもなる。横断型の支援ということをしなないともう限界が来ているのだよということを厚生労働省自身が言っているのだから、南保育園の使い方も含めて、私はこれの勉強をしたらいいのかと思っている。厚生労働省のホームページに出ているので、

これについてどういう考え方を持っているのか。トータルでやっていると言うのだから。トータルの話は聞けない。他の課の話は。だけど、厚生労働省のホームページなので、一応所管だと思う。だからこういうことについては、沼田市内で南保育園も含めて検討しているのかどうかということを知りたいと思っている。改めて、ちょっと議論いただければと思う。

○委員長 高柳委員からの意見が出たが、それについて何かあるか。連携の前に子ども課としてどういうことをやっているかということか。

○高柳委員 そうだ。例えば南保育園。例えば、活用方法の中にトータルでいろいろなところがあると答弁したが、当該課とすれば、あそこをどう使いたいか。

○委員長 だから、南保育園の今回の報告の延長みたいな形。

○高柳委員 もちろん配慮の必要なお子さんを預かるという1つの要素だけではもったいない。

○委員長 新しいつながり事業を含めた今後の利活用というようなことか。

○高柳委員 放っておけば何もしていないということになってしまう。保育園の先生が切実に話しをしているのに委員会として何も動きが取れないというのでは、申し訳ないと思った。配った図面だってそうでなければ意味がない。

○委員長 ほかに。

○大東委員 今日報告があったが、国保年金課のマイナンバーカードと保険証を一体化させるということで実際に使い勝手やメリット・デメリットがどうなのかを調べてもらいたい。今後、マイナンバーカードを保険証として使わざるを得なくなる中で医療機関、病院、診療所がどう考えているのか。どう対応していくのかということを知りたい。1か月では大きな進展があるとは思えないが、もし一本化するという新たな動きでもあれば報告してもらいたい。

○委員長 年度末まで継続がいいのではないか。その都度いろいろ動きがあったりとかそれを言ってもらったらいいいのではないか。

○高柳委員 デジタル大臣が何とかしたいと言うのであれば、何か出さなければ手続上、難しい。だから12月の委員会では、多少動きもあるのではないか。それも合わせて引き続き聞いた方がいいのではないか。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 調査事項

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

○委員長 それでは(6)今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(7) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。（「ありません」と発言する者あり）ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後 4 時46分 終了）